

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第162号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

別表東部土木事務所の項中「及び山科区」の右に「(南部土木事務所の所轄区域を除く。)」を加え、同表南部土木事務所の項中「及び南区」の右に「並びに京都市道高速道路1号線

の区域」を加え、同表伏見土木事務所の項中「伏見区」を

「伏見区（南部土木事務所の所轄区域を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)